



発行 東京都

目次

89

告示

○令和四年度東京都人事行政の運営等の状況の公表
（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千四百三十三号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年東京都条例第八号）第六条の規定により、令和四年度東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

令和四年十一月一日

東京都知事 小池百合子

1 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（令和3年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勲奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,291人	453人	145人	785人	156人	1,539人
行政委員会等	36人	22人	2人	9人	7人	40人
交通局	245人	219人	25人	36人	17人	297人
水道局	101人	100人	12人	29人	19人	160人
下水道局	88人	45人	5人	22人	13人	85人
教育庁（学校）	3,001人	1,639人	244人	1,057人	65人	3,005人
警視庁	1,131人	879人	66人	522人	32人	1,499人
東京消防庁	745人	268人	61人	211人	11人	551人
合計	6,638人	3,625人	560人	2,671人	320人	7,176人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む（以下同じ。）。

2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び消防区漁業調整委員会事務局をいう（以下同じ。）。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、令和2年度中に実施した、令和3年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（令和3年度）

（1）人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考

「II 人事委員会の業務の状況」第1に記載されているとおりです。

（2）教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定により教育長が実施する昇任選考
ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	4,020人	1,195人	3.4倍
中学校	956人	567人	1.7倍
高等学校	873人	346人	2.5倍
特別支援学校	195人	148人	1.3倍
合計	6,044人	2,256人	2.7倍

イ 東京都公立学校4級職（主幹教諭・指導教諭）選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	110 人	87 人	1.3 倍
中学校	47 人	32 人	1.5 倍
高等学校	34 人	29 人	1.2 倍
特別支援学校	22 人	19 人	1.2 倍
小計	213 人	167 人	1.3 倍
小学校	217 人	217 人	1.0 倍
中学校	211 人	211 人	1.0 倍
高等学校	81 人	81 人	1.0 倍
特別支援学校	27 人	27 人	1.0 倍
小計	536 人	536 人	1.0 倍
合計	749 人	703 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A選考	156 人	107 人	1.5 倍
小学校	273 人	185 人	1.5 倍
中学校	84 人	79 人	1.1 倍
高等学校	39 人	33 人	1.2 倍
特別支援学校	18 人	17 人	1.1 倍
小計	414 人	314 人	1.3 倍
小学校	27 人	21 人	1.3 倍
中学校	16 人	15 人	1.1 倍
高等学校	5 人	2 人	2.5 倍
特別支援学校	1 人	1 人	1.0 倍
小計	49 人	39 人	1.3 倍
合計	619 人	460 人	1.3 倍

エ 東京都公立学校校長候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	575 人	139 人	4.1 倍
中学校	167 人	70 人	2.4 倍
高等学校	81 人	29 人	2.8 倍
特別支援学校	26 人	10 人	2.6 倍
合計	849 人	248 人	3.4 倍

3 職員数の状況

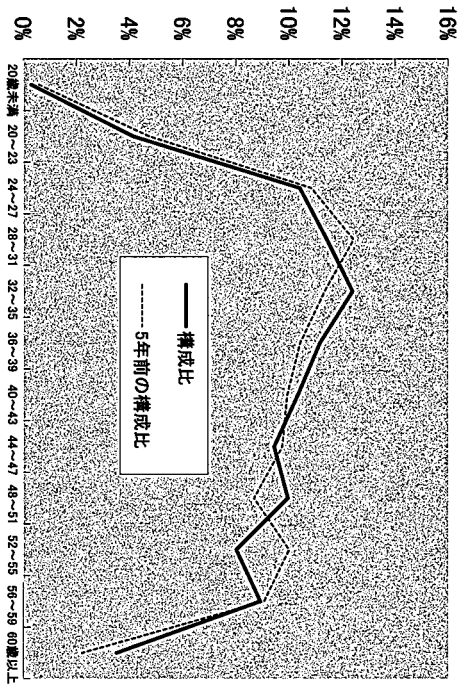
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	令和4年	令和3年			
普通会計部門	総務	149 人	143 人	6 人	増加理由：新型コロナウイルス感染症対策に係る執行体制の強化、児童相談体制の強化等
	税務	3,677 人	4,499 人	△822 人	業務の終了に伴う減、業務執行体制の見直し等
	労働	3,047 人	3,052 人	△5 人	
	農林水産	742 人	730 人	12 人	
	土木	606 人	602 人	4 人	
	衛生	604 人	548 人	56 人	
	民生	5,041 人	4,988 人	53 人	
	衛生	2,980 人	2,916 人	64 人	
	衛生	3,030 人	2,873 人	157 人	
	計	19,876 人	20,351 人	△475 人	(参考：人口10万人当たり職員数 141.46人)
教育部門	警察部門	67,920 人	68,179 人	△259 人	実員配置の増減等
	消防部門	47,745 人	47,583 人	162 人	
	小計	19,053 人	18,980 人	163 人	
公営企業等会計部門	病院	134,718 人	134,652 人	66 人	(参考：人口10万人当たり職員数 1,100.25人)
	交通	7,270 人	7,348 人	△78 人	増加理由：業務執行体制の強化等
	水道	6,702 人	6,728 人	△26 人	
	下水道	3,582 人	3,587 人	△5 人	減少理由：業務委託の拡大等
	その他	2,513 人	2,494 人	19 人	
小計	812 人	812 人	0 人		
合計	20,879 人	20,969 人	△90 人	(参考：人口 10 万人当たり職員数 170.657人) [170,193人]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員及び非常勤職員等を除く。

2 []内は、条約定数の合計であり、再任用短時間勤務職員を含み、休職者、派遣職員及び非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	職員数(人)
20歳未満	526
20歳～23歳	7,269
24歳～27歳	18,294
28歳～31歳	20,050
32歳～35歳	21,746
36歳～39歳	19,585
40歳～43歳	18,135
44歳～47歳	16,572
48歳～51歳	17,475
52歳～55歳	14,062
56歳～59歳	15,657
60歳以上	6,148
計	175,473

第2 職員の人事評価の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第1項で「職員の仕事については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」、第23条の3で「任命権者は、前条第1項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定しています。東京都では、東京都職員の人事評価に関する規程等に基づき、任命権者ごとに人事評価を実施しています。評価結果等は、各種昇任選考や昇給、勤勉手当、人材育成、配置管理等に幅広く活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

知事部局における人事考課制度の概要は、次のとおりです。

対象職員	制度の概要																																				
一般職員	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、業績評価制度、人材情報により構成 ○ 課長が絶対評価を実施、部長は調整者として位置付け ○ 業績とプロセスによる評価 ○ 全職員に求められる能力・姿勢をプロセス評価の評定要素として設定 ○ 希望者全員へ第一次評定結果を開示、評定結果に係る苦情相談制度を整備 <p>《評定方法及び評定方法》</p> <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>4段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>《評定要素》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>プロセス評価</td> </tr> <tr> <td>○ 仕事の成果</td> <td>○ 職務遂行力(一般職)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 組織支援力(一般職)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 取組姿勢</td> </tr> </table> <p>(注) 1 監督職とは、課長代理、統括技師、技師、担任技師をいう。 2 一般職とは、主任、技能主任、主事、技能主事をいう。</p> <p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己申告制度、職務記録制度、人材情報により構成 ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 ○ 評定結果の本人開示の実施 <p>《評定者及び評定方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理職 <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理職候補者 <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素(一般行政系の場合)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の業績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	4段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	プロセス評価	○ 仕事の成果	○ 職務遂行力(一般職)		○ 組織支援力(一般職)		○ 取組姿勢	第一次評定	最終評定	評定者	部長	評定方法	5段階絶対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の業績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)
第一次評定	調整者	最終評定																																			
評定者及び調整者	課長	部長																																			
評定方法	4段階絶対評価	5段階相対評価																																			
業績評価	プロセス評価																																				
○ 仕事の成果	○ 職務遂行力(一般職)																																				
	○ 組織支援力(一般職)																																				
	○ 取組姿勢																																				
第一次評定	最終評定																																				
評定者	部長																																				
評定方法	5段階絶対評価																																				
第一次評定	調整者	最終評定																																			
評定者及び調整者	課長	部長																																			
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																																			
業績評価	能力評価																																				
職務の業績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)																																				
管理職及び管理職候補者	<p>《特徴》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業績と能力の両要素を考慮した総合評価の実施 ○ 選考種別等に応じた能力評価項目の設定 ○ 育成すべき能力を明確化し、人材育成に活用 ○ 評定結果の本人開示の実施 <p>《評定者及び評定方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理職 <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理職候補者 <table border="1"> <tr> <td>第一次評定</td> <td>調整者</td> <td>最終評定</td> </tr> <tr> <td>評定者及び調整者</td> <td>課長</td> <td>部長</td> </tr> <tr> <td>評定方法</td> <td>5段階絶対評価</td> <td>5段階相対評価</td> </tr> </table> <p>(注) 被評定者が部長級の場合は、第一次評定についても局長が評定</p> <p>《評定要素(一般行政系の場合)》</p> <table border="1"> <tr> <td>業績評価</td> <td>能力評価</td> </tr> <tr> <td>職務の業績</td> <td>職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)</td> </tr> </table>	第一次評定	最終評定	評定者	部長	評定方法	5段階絶対評価	第一次評定	調整者	最終評定	評定者及び調整者	課長	部長	評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価	業績評価	能力評価	職務の業績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)																	
第一次評定	最終評定																																				
評定者	部長																																				
評定方法	5段階絶対評価																																				
第一次評定	調整者	最終評定																																			
評定者及び調整者	課長	部長																																			
評定方法	5段階絶対評価	5段階相対評価																																			
業績評価	能力評価																																				
職務の業績	職務遂行過程において発揮された能力(課題設定力・実行力・組織運営力)																																				

第3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日現在)	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A	参考) 令和2年度 の人件費率 %	
令和3年度	人	13,794,933	9,589,464,478	286,911,559	1,572,883,801	16.4	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均一人当たり 給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手 当 千円	計 B 千円		
令和3年度	155,003	604,138,415	275,278,759	281,609,286	1,161,026,460	7,490	7,041

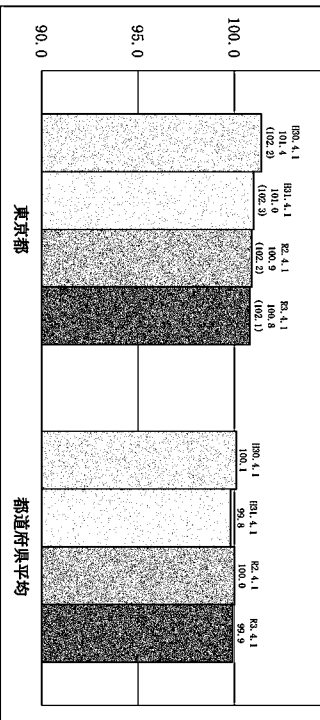
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 都道府県平均は、令和2年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスベイス指数の状況（令和3年4月1日現在）



(注) 1 ラスベイス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国行政関係給表（一）適用職員の体給月額を100として計算した指数である。

2 () 番きの数値は、地域手当補正後ラスベイス指数を指す。地域手当補正後ラスベイス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスベイス指数（補正前のラスベイス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

【参考】都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う勧告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する仕組みとなっている。令和3年度金構造基本統計調査（厚生労働省）によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は117.7となり都道府県で最も高い水準にある。なお、都内民間企業の賃金水準においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与勧告の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	公務員給与 B	数差 A-B	割合 (改定率)
令和4年度	404,882 円	404,024 円	858 (0.20%)	0.20%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスベイス比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	数差 A-B	割合 (改定月数)
令和4年度	4.55 月	4.45 月	0.10 月	0.10 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について（平成27年4月実施）

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げることが踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%への引上げを実施

ウ その他の見直し内容

単身担任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	42.3歳	316,417円	453,549円	398,484円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
都道府県平均	42.8歳	322,084円	414,254円	384,117円

イ 技能労務職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額(A)	平均給与月額(国ベース)
東京都	50.4歳	1,275人	288,149円	388,154円
うち清掃職員	55.8歳	21人	351,357円	496,267円
うち用務員	52.5歳	414人	272,950円	359,167円
うち自動車運転手	53.3歳	36人	286,836円	418,794円
うち守衛	55.6歳	31人	301,174円	434,100円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—
都道府県平均	53.8歳	176人	315,772円	370,253円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
東京都	—	—	—	A/B
うち清掃職員	廃棄物処理従事員	46.6歳	304,600円	1.63
うち用務員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	50.3歳	235,200円	1.53
うち自動車運転手	乗用自動車運転者	56.0歳	313,200円	1.34
うち守衛	警備員	48.8歳	287,200円	1.51

参考

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,886,038円	4,236,800円	1.86
うち用務員	5,765,176円	3,186,100円	1.81
うち自動車運転手	6,574,139円	4,075,700円	1.61
うち守衛	6,899,871円	3,993,500円	1.73

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年から令和2年までの3年平均)

- 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	44.1歳	353,903円	454,477円
都道府県平均	44.9歳	371,982円	433,607円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.1歳	337,226円	434,470円
都道府県平均	42.3歳	355,651円	410,573円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(国ベース)
東京都	39.6歳	323,408円	514,842円
国	41.4歳	320,029円	—
都道府県平均	38.6歳	324,804円	461,882円
			373,466円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。

2 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給与の平均である。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当(時間外勤務手当)などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務

員と同じペースで再計算したものである。
 4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、令和3年国家公務員給与等実態調査及び令和3年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	東京都		国	
	大学卒	高校卒	総合職	一般職
一般行政職	183,700円	145,600円	186,700円	182,200円
			150,600円	147,900円
技能労務職	—	—	—	139,900円
教育職	197,300円	180,400円	—	—
警察職	211,100円	178,300円	総合職 214,400円	一般職 211,400円
			—	173,400円

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区分	経験年数			
	10年	20年	25年	30年
一般行政職	275,175円	369,550円	393,361円	418,450円
	220,749円	305,865円	344,891円	357,888円
技能労務職	206,157円	284,029円	305,687円	320,460円
	—	—	—	—
高等学校	303,116円	396,495円	422,905円	427,670円
	285,900円	374,113円	337,833円	419,650円
教育職	302,423円	399,598円	424,461円	438,795円
	283,325円	380,651円	409,088円	421,354円
警察職	286,329円	372,488円	401,962円	411,178円
	255,275円	343,031円	376,937円	394,884円

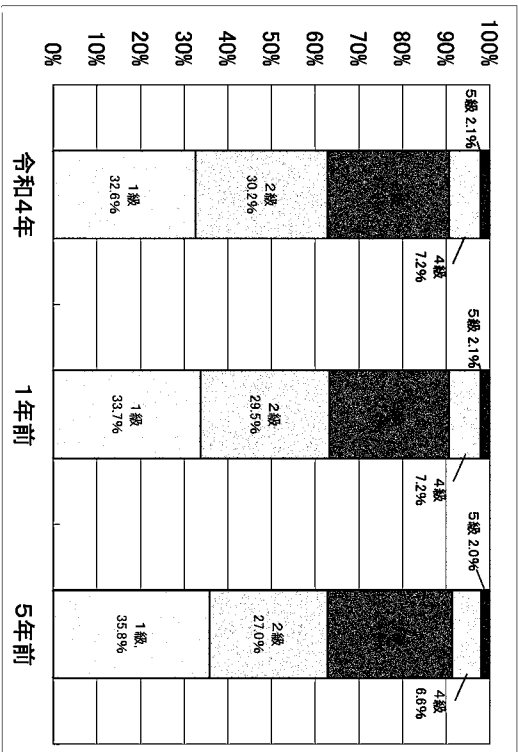
(注) 諸手当を含まない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

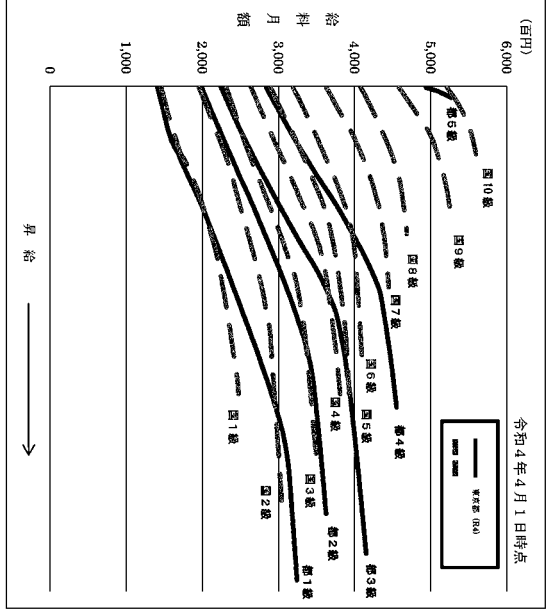
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	463人	2.1%	494,000円	526,700円
4級	課長	1,555人	7.2%	284,000円	455,000円
3級	課長代理	6,029人	27.9%	224,800円	415,100円
2級	主任	6,537人	30.2%	199,100円	362,500円
1級	主事	7,055人	32.6%	141,300円	324,300円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表(一)の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和4年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給可能な区分
上位、標準、下位の区分	○	○
上位、標準の区分	○	○
標準、下位の区分	○	○
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

【参考】昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評価の実施状況
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として人事評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。
なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。
- 昇給への勤務成績の反映状況
管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員)については昇給なし～2号昇給)を決定した。
一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末55歳以上の職員)については昇給なし～2号昇給)を決定した。
令和4年4月1日の昇給において、一般行政職(知事事務局)の職員数13,266名中、上位区分(5号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員)については1号昇給～2号昇給))に決定された職員は3,702名(27.9%)であった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1,788 千円	-	-
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.05 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.35) 月分	(1.00) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算 3～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 15～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給可能 な成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率	○	○
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況
地方公務員法第23条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日
を評定基準日として人事評価を実施している（内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する
規程を参照）。なお、昭和47年度から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和
61年度から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
都では、能力・業績主義の徹底を図る観点から、若手職員、再任用職員、教員及び現業系職員も含
む全ての職員に成績率を適用している。
（部長級は5段階、課長級は6段階）を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、
成績率の段階（課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階）を決定している。
令和3年12月の段階では、部長級は10000分の19500から10000分の0の範囲内、課長級は10000
分の21500から10000分の0の範囲内、課長代理級は10000分の15500から10000分の9122.5の範囲
内、課長代理級以外の一般職員は10000分の14500から10000分の9225の範囲内で決定している。

(3) 退職手当（令和4年4月1日現在）

東 京 都		国	
（支給率）	自己都合	（支給率）	自己都合
勤続20年	23.00月分	勤続20年	19.695月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	28.0395月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	39.7575月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	47.709月分

その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）
1人当たり平均支給額 1,927千円

その他の加算措置
定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）
1人当たり平均支給額 22,101千円

（注）1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
支給対象1人当たり平均支給年額（令和3年度普通条件決定）			124,836,263 千円
支給対象地域等			803,622 円
特別区、医師、歯科医師	110,371 人		20 % (特別区以外の医師、 歯科医師は16%)
武蔵野市、調布市、町田市、小平市、 日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、 多摩市	12,954 人		16 %
八王子市、青梅市、府中市、昭島市、 小金井市、東村山市、国立市、福生 市、稲城市、西東京市	18,918 人	20 %	15 %
立川市、東大和市	4,083 人		12 %
三鷹市、あきる野市	2,168 人		10 %
東久留米市、羽村市	1,349 人		6 %
武蔵村山市	550 人		3 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	552 人		0 %
狹ヶ浦市	54 人		16 %
藤沢市	3 人		12 %
市原市	31 人	12 %	10 %
八街市	4 人		3 %
鴨川市、鶴山市、船橋町	64 人		0 %
島上地域	1,309 人	0 %	0 %
平均支給率		19.8 %	18.2 %

（注）「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(5) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)	9,051,476千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	37.8%			
手当の種類 (手当数)		37種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	令和3年度決算	左記職員に対する支給単価
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	349,040千円	日額200～610円、1体190～3,200円
右腕切端等作業手当、高所危険手当、高所手当	知事部局職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	1,125千円	日額230～940円、1台150～300円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	118,125千円	日額・1勤務 210～5,000円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	1,303千円	日額170～500円、1回720～1,420円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	19,006千円	日額550～2,720円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線取扱従事者手当、放射線取扱手当、有害薬品取扱手当	知事部局職員、学校職	放射線の操作業務等	4,552千円	日額・1勤務 180～390円
船員勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船員法の適用を受けたる船員の乗船勤務	11,289千円	日額2,230～2,890円
取締役・折衝等業務手当	知事部局職員	取締役業務、折衝業務等	2,652千円	日額190～270円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事務	196,659千円	日額360～640円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	22,984千円	日額660円
交番制勤務者等業務手当、深夜勤務業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員	深夜交替制勤務等の要制勤務	2,275,571千円	日額・1勤務 410～3,900円、1回 650～10,000円
福祉等業務手当	知事部局職員	入居者の療育・介護等の業務	3,786千円	日額・1勤務 200～1,090円

小笠原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小笠原に所在する都庁職員の業務	18,947千円	日額300～700円
指導医業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	—	日額4,500円
産科医業務手当	知事部局職員	分へんに係る業務等	—	1回 10,000～20,000円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	—	1勤務 20,000円
特定看護分野従事者手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他の特定看護分野に係る業務	1,211千円	日額750～2,700円
分へんの介助業務手当	知事部局職員	分へんの介助業務	—	1回 3,000円
新生児担当医療業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	—	新生児1人 10,000円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	1,491千円	日額520円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級通信教育の業務	18,363千円	日額710～990円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,550千円	日額200円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,593,539千円	日額1,700～6,400円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国県犯罪組織等の捜査、取締り等	1,054,577千円	日額200～3,000円、1件 310～410円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	82,108千円	日額300～510円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び拘留留置者の管理等	128,922千円	日額370円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	970,466千円	日額300～500円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	55,222千円	1件 5,400円、日額250～5,500円

特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救出・救助、国際緊急援助活動等	57,591千円	1回 460～840円、日額260～8,000円
管制手当	東京消防庁職員	消防部隊の運用等の指令管制業務	10,189千円	日額200円
航空作業手当、ヘリコプター従事手当	警視庁職員、東京消防庁職員	航空機への搭乗、整備等の業務	94,175千円	日額 640～1,230円、1時間 400～8,120円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による検査又は鑑定業務	5,959千円	日額350円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	1,038,965千円	1回 220～900円、日額2,600～5,500円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処置等の業務	863,382千円	1回 200～500円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等の調査	6,599千円	日額330円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度の検査等の業務	27,908千円	日額300円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所での消防活動等	16,400千円	日額220円

(6) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和3年度普通会計決算)	60,221,472千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	387千円
支給実績(令和2年度普通会計決算)	54,836,082千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度普通会計決算)	354千円

(7) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度普通会計決算)	支給実績1人当たり 平均支給年額 (令和3年度普通会計決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 ① 子 9,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) ② 子以外の扶養親族 6,000円(親長親は3,000円)	異なる	支給対象者、支給単価 【国】 ① 子 10,000円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は15,000円) ② 子以外の扶養親族 6,500円(行(一)8歳相当以上は3,500円)	13,743,409千円	222,710円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当年度末年齢55歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,600円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 ① 借家・借間 支給限度額 28,000円	3,528,987千円	191,017円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による人員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給 【支給額】 ① 医師・歯科医師 57,600～414,800円 ② 少人口市町村 54,600～368,800円 ③ 地価手当5級地以下 49,100～308,600円 ④ 地価手当4級地 38,900～251,200円 ⑤ 地価手当1～3級地 27,500～184,700円 ⑥ 保健所・都立病院等 52,000～175,100円 ⑦ 本庁・研究所 18,000～121,900円 ⑧ 助産師・看護師等 9,000～5,800円 ※(1)は大学卒業後40年間、(2)は学校等卒業又は修業年限超過後の年間支給	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価 【国】 ① 医師・歯科医師 57,600～414,800円 ② 少人口市町村 54,600～368,800円 ③ 地価手当5級地以下 49,100～308,600円 ④ 地価手当4級地 38,900～251,200円 ⑤ 地価手当1～3級地 27,500～184,700円 ⑥ 保健所・都立病院等 52,000～175,100円 ⑦ 医系技官等 17,400～50,800円 ⑧ 研究員等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間、(3)は採用から10年間支給	285,911千円	1,323,662円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し、通勤等の負担を軽減とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者(1月当たり限度額 55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～③)×6月 ① 一陸 2,600～15,000円 ② 通勤不便 3,900～29,700円 ③ 通勤者 4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額 55,000円)	異なる	交通用具使用者の支給額【国】 2,000～51,600円	21,330,060千円	158,080円

単独担任 手当	【内容】異にする異動又は在勤する公費の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満足する職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000円~70,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島の上等の場合に加算)	異なる	距離制限、加算額 【国】 (1)距離制限 60km以上 (2)加算額 8,000円~70,000円(職員・配偶者の住居の距離が100km以上の場合に加算)	232,336千円	507,284円
給料の特別調整額(管理職手当)	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600円~140,800円	異なる	支給対象者、支給割合 【国】 46,300円~146,400円	9,699,218千円	1,101,058円
特任勤務手当等	【内容】 【支給額】 (1)異動勤務手当(給料の月額+扶養手当×1/2に充てる)(給料の月額+扶養手当)×1/2 (2)異動勤務手当に準ずる手当(異動勤務等の給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100~6/100)	異なる	支給割合 【国】 (1)特任勤務手当 4/100~25/100 (2)特任勤務手当に準ずる手当 2/100~6/100	572,611千円	904,599円
へき地等	【内容】 【支給額】 (1)へき地手当(給料の月額+扶養手当)×支給割合(15/100~25/100) (2)へき地手当に準ずる手当(給料の月額+扶養手当)×支給割合(1/100~4/100)			635,309千円	951,061円
定時制通信教育	【内容】 【支給額】 支給割合(2/100~5/100)			205,909千円	171,163円
産学教育	【内容】 【支給額】 支給割合(4/100~8/100)			219,381千円	249,297円

義務教育特別手当	【内容】 【支給額】 1,850円~8,570円			3,781,450千円	59,307円
農林漁業普及指導	【内容】 【支給額】 (1)農林漁業の普及普及及び指導員に支給 (2)行(一)2級以下 19,500円 (3)行(一)3級以下 14,000円 (4)行(一)4級以下 11,000円			10,162千円	230,955円
休日直手当	【内容】 【支給額】 (1)普通勤務(本都当直) 6,000円 (2)本都当直 9,800円 (3)本都当直 9,800円 (4)本都当直 9,100円 (5)本都当直 9,100円 (6)本都当直 9,100円 (7)本都当直 9,100円 (8)本都当直 9,100円 (9)本都当直 9,100円 (10)本都当直 9,100円 (11)本都当直 9,100円 (12)本都当直 9,100円	異なる	支給単価 【国】 (1)6,000円~18,000円 (2)特別の休日直(勤務時間が6時間超の場合)は、9,000円 (3)3,000円~6,000円	1,020,896千円	176,321円
管理職特別勤務	【内容】 【支給額】 (1)4,000円~8,000円(勤務時間が6時間超の場合) (2)2,000円~8,000円	異なる		263,713千円	490,173円
夜勤手当	【内容】 【支給額】 25,710円	同じ		7,305,236千円	151,000円
休日給	【内容】 【支給額】 135,100円	同じ		18,337,959千円	1,356,559円
養育地手当	【内容】 【支給額】 11~3月のみ	同じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料月額等
知事	728,000円 (1,456,000円)
副知事	1,189,000円
教育長	1,107,000円
議長	1,016,800円 (1,271,000円)
副議長	917,600円 (1,147,000円)
議員	817,600円 (1,022,000円)
（令和3年度支給割合）	
知事	3.35月分
副知事	3.35月分
教育長	3.35月分
（令和3年度支給割合）	
議長	3.35月分
副議長	3.35月分
議員	3.35月分
（算定方式）	
知事	給料月額×在職月数×50/100
副知事	給料月額×在職月数×40/100
教育長	給料月額×在職月数×26/100
議長	（1期の手当額）
副議長	（支給時期）
議員	（支給時期）
任期手当	（支給時期）
退職手当	（支給時期）

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事、副知事及び教育長には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（知事及び副知事は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教育長が一本化されたことに伴い、教育長は一般職から特別職に位置付けられた。
- 5 知事、議長、副議長及び議員は、特別条例により、給料・報酬等を減額している。（ ）内は、減額前の月額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純増益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 対する職員給与費比率 %
令和3年度	56,105,662	△6,320,258	27,265,415	48.6	49.6

区分	職員数 A 人	給与			1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
令和3年度	3,132	10,164,469	6,714,975	4,518,530	21,397,974	6,832
令和3年度	3,132	10,164,469	6,714,975	4,518,530	21,397,974	7,352

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
- 3 職員数及び給与費については、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
- 4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	46.1歳	340,697円	579,497円
団体平均	44.6歳	357,696円	601,370円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
- 2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業（高速鉄道事業を含む。）の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(ウ) バス事業(運転手)

区分	公務員		平均月収額 (A)
	平均年齢	職員数	
東京都	49.2歳	1,812人	320,025円
団体平均	45.5歳	1,165人	320,387円
			547,984円
			538,405円

区分	民間		参考 A/B
	対応する民間 の類似職種 バス運転手	平均年齢	
東京都	バス運転手	48.3歳	477,100円
団体平均	—	—	—

参考 (東京都の知事部局等)

区分	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東京都	6,576,806 円	5,725,000 円	1.15

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを参照している。(平成30年から令和2年までの3か年平均)
 2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
 3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
 4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ年平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ウ) 期末手当・勤勉手当

東 京 都		参考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (令和3年度)	1,436 千円	1人当たり平均支給額 (令和3年度)	1,788 千円
(令和3年度支給割合)		(令和3年度支給割合)	
期末手当	2.05 月分	期末手当	2.05 月分
(1.35) 月分	(1.00) 月分	(1.35) 月分	(1.00) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の昇格、職務の級等による加算措置		職制上の昇格、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算	3～20%	・職務段階別加算	3～20%
・管理職加算	15～25%	・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

東 京 都		参考 (東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続20年 23.00月分	(支給率)	自己都合 勤続20年 23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	1人当たり平均支給額 1,537千円	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	1人当たり平均支給額 1,927千円
1人当たり平均支給額	15,615千円	1人当たり平均支給額	22,101千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	2,104,260 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	672,933 円
支給対象地域	支給率 20.0%
特別区、青梅市	支給対象職員数 3,086人
	一般行政職の制度 (支給率) 20.0%

(ウ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	190,076 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	77,772 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	78.0 %
手当の種類 (手当数)	2 種類
手当の名称	主な支給対象職員
交替制勤務者等	業務員、交替勤務
業務手当	長時間拘束勤務、交替制勤務等の職員
特定現場作業手当	危険・有害業務等
	支給実績
	令和3年度決算
	1 勤務 450 円～
	1,200 円
	待機 10 分につき
	50 円
	日額 200 円～230
	円
	1 件につき 1,000
	円

(4) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和3年度決算）	3,523,012 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	1,125 千円
支給実績（令和2年度決算）	3,331,763 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,080 千円

(注) 休日給を含む。

(4) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 千 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は3,000 円）	同じ	—	338,659 千円	198,627 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員のみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	15,344 千円	201,898 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	584 千円	※
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000 円） (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①、② × 6 月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、①と②の合計額（1月当たり限度額55,000 円）	同じ	—	402,796 千円	131,676 円

単身赴任手当	【内容】 公務を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限（80 km 以上）を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km 以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	32,876 千円	1,098,857 円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、前週休日又は休日前5時までの間で前週から休日の勤務時間以外の時間として勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円（勤務時間が6 時間超の場合は、6,000 円） (2)2,000～6,000 円	同じ	—	103 千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	67,632 千円	43,549 円

(注) 交通局（交通事業、高速電車事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 <small>(参考)</small>	
				B/A %	令和2年度の概算に占 める職員給与費比率 %
令和 3年度	130,831,319	△6,435,436	35,401,094	27.1	26.4

区分	職員数 A 人	給与		職員手当 期末・勤続手当 千円	計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	<small>(参考)</small> 都道府県 平均-1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	賞与 千円				
令和 3年度	3,685	13,310,584	8,417,379	6,143,975	27,871,938	7,564	7,809

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
 4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	45.0歳	377,804円	640,174円
団体平均	43.3歳	378,168円	640,774円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
 2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

(うち地下鉄運転士)

区分	公務員			参考
	平均年齢	職員数	基本給 (A)	
東京都	47.4歳	688人	380,215円	649,422円
区分	民間			参考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
全国計	鉄道運転従事者	40.2歳	535,800円	A/B 1.21

ウ 職員の手当の状況

(イ) 期末手当・勤続手当

区分	参考(東京都の知事部局等)		
	東	京	都
1人当たり平均支給額(令和3年度)	1,662千円	1,788千円	1,788千円

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年から令和2年までの3か年平均)。
 2 電車運転士については、賃金構造基本統計調査において都道府県別の数値を公表していない。
 3 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
 4 平均月収額には、期末・勤続手当(民間は年間賞与)等を含む。
 5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

区分	東		京		都		参考(東京都の知事部局等)
	1人当たり平均支給額(令和3年度)	勤続手当 2.40月分 (1.35)月分	1人当たり平均支給額(令和3年度)	勤続手当 2.05月分 (1.00)月分	1人当たり平均支給額(令和3年度)	勤続手当 2.05月分 (1.00)月分	
(令和3年度支給割合)	1.662千円	2.05月分 (1.00)月分	1.788千円	2.05月分 (1.00)月分	1.788千円	2.05月分 (1.00)月分	1.788千円

(加算措置の状況)
 職制上の段階・職務の級等による加算措置
 ・職務段階別加算 3~20%
 ・管理職加算 15~25%

(イ) 退職手当(令和4年4月1日現在)

区分	東		京		都		参考(東京都の知事部局等)
	(支給率)	自己都合 勤続20年 23.00月分	(支給率)	勸奨・定年 勤続20年 23.00月分	(支給率)	自己都合 勤続20年 23.00月分	
勤続25年	30.50月分	30.50月分	30.50月分	30.50月分	30.50月分	30.50月分	30.50月分
勤続35年	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分
最高限度額	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分	43.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
 1人当たり平均支給額 3,788千円 19,592千円 1,927千円 22,101千円
 (注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	2,753,926 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	752,233 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 (支給率)
特別区	20.0%	3,662人
市川市	20.0%	58人
当該地域に公置なし		

(イ) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績 (令和3年度決算)	247,788 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	84,196 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和3年度)	79.9%	
手当の種類 (手当数)	2種類	
手当の名称	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)
交番制勤務者等業務手当	乗務員、交番勤務 交番制勤務等の 変則勤務	238,857千円 1,200円 待機10分につき 50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等 8,931千円 日額200円～230円 1件につき1,000円

(ウ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (令和3年度決算)	3,701,250 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	1,004 千円
支給実績 (令和2年度決算)	3,519,079 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)	972 千円

(ウ) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職との異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	【内容】親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000円 (子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円 (課長級は3,000円)	同じ	—	379,106 千円	214,791 円

住居手当	【内容】自己居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上支給額を3年度末手前、35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000円	同じ	—	39,121 千円	190,836 円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000～175,100円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	1,507 千円	1,506,560 円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額 (1月当たり限度額55,000円) (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 ①、② × 6月 ① 一般：2,600～15,000円 ② 障害者：4,500～37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、①と②の合計額 (1月当たり限度額55,000円)	同じ	—	623,330 千円	173,581 円
単身赴任手当	【内容】公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限 (80km以上) を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 基礎額 30,000円 (2) 加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が1000m以上、住居が異じよ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職手当	【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円	同じ	—	77,623 千円	1,124,972 円
宿日直手当	【内容】宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—

夜勤手当	【内添】 管理職が夜勤への対応その他特別勤務手当 【支給単価】 (1)4,000円～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2)2,000円～6,000円 【内添】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合は支給 【勤務1時間当たりの給料等の額×20/100】	同じ	—	532,442 千円	184,876 円
	【内添】 指定科表適用職員・管理職が夜勤への対応その他特別勤務手当 【支給単価】 (1)4,000円～18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2)2,000円～6,000円 【内添】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合は支給 【勤務1時間当たりの給料等の額×20/100】	同じ	—	613 千円	※

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(3) 電気事業

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	職員給与費比率 B/A %	経費用に占める 比率 %
令和 3年度	911,527	329,270	213,020	23.4	15.7

区分	職員数 A 人	給与		職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円	1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円					
令和 3年度	21	84,893	33,989	41,216	160,098	7,624	6,733	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
東京都	42.8歳	413,294 円	635,289 円
団体平均	42.2歳	357,206 円	558,503 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤続手当等を含む。
2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における電気事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤続手当

東 京 都	参考(東京都の知事部局等)
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,963 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,788 千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分
(加算措置の状況) 職制上の昇降・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の昇降・職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和4年4月1日現在）

東 京 都		参 考（東京都の知事部局等）	
（支給率）	自己都合 勲奨・定年	（支給率）	自己都合 勲奨・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	23.00月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	30.50月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	43.00月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	43.00月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	※ ※	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	※ ※
1人当たり平均支給額	1,927千円	1人当たり平均支給額	22,101千円

（注）1 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

2 交通局（交通事業、高速電事業及び電気事業）では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給額を算出できない。

(ロ) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	17,783 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	846,798 円	一般行政職の制度	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数（支給率）	
特別区、青梅市	20.0%	21人	20.0%

(ハ) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	5千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	834 円	28%	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	28%		
手当の種類（手当数）	2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）
交番制勤務者等業務手当	交番勤務職員	長時間拘束勤務、交番制勤務等の交番勤務	1 勤務 450 円～1,200 円 待機 10 分につき 50 円
特定環境作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	日額 200 円～230 円 1 件につき 1,000 円

(ニ) 超過勤務手当（時間外勤務手当）

支給実績（令和3年度決算）	8,758 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	417 千円
支給実績（令和2年度決算）	9,513 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	453 千円

（注）休日給を含む。

(ホ) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職との異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円（子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000 円） (2) 子以外の扶養親族 6,000 円（課長級は3,000 円）	同じ	—	1,870 千円	267,159 円
住居手当	【内容】住するための住居を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職員のみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	254 千円	254,480 円
初任給調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師に支給 【支給額】 52,000 円～175,100 円 ※大学卒業後40年間	同じ	—	11 千円	※
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額（1月当たり限度額55,000 円） (2) 交通用具使用者 交通用具の区分、使用距離に応じた定額 ①、② × 6 月 ① 一般：2,600～15,000 円 ② 障害者：4,500～37,200 円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額（1月当たり限度額55,000 円）	同じ	—	2,904 千円	131,997 円

単身赴任 手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常況とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	—	—
管理職 手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800円	同じ	—	2,093千円	2,093,192円
宿日直 手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—	—
管理職員 特別勤務 手当	【内容】 (1)指定職給料適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間でかつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合には、6,000～27,000円) (2)2,000～6,000円	同じ	—	1千円	※
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	32千円	※

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業及び電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(4) 水道事業
ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は 実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率 %
令和 3年度	297,337,001	25,153,706	31,457,273	10.6	10.6

区分	職員数 A 人	給与費			1人当たり 給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県 平均1人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円		
令和 3年度	3,642	13,003,680	6,698,112	5,975,852	25,677,644	7,050
						6,790

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含まない。
4 都道府県平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月額収額及び平均年齢の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額収額
東京都	43.3歳	373,143円	589,785円
団体平均	44.0歳	358,069円	566,170円

- (注) 1 平均月額収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均は、令和2年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における水道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
1人当たり平均支給額（令和3年度）	1,680 千円	1人当たり平均支給額（令和3年度）	1,788 千円
(令和3年度支給割合)	勤勉手当 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分	(令和3年度支給割合)	勤勉手当 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（令和4年4月1日現在）

東京都		参考（東京都の知事部局等）	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.00月分 勤続25年 30.50月分 勤続35年 43.00月分 最高限度額 43.00月分	(支給率)	自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.00月分 勤続25年 30.50月分 勤続35年 43.00月分 最高限度額 43.00月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 2,348千円	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 1,927千円

(注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	支給率	支給対象職員数	一般行政職の補度（支給率）
支給対象地域	20.0%	3,370 人	20.0%
支給対象地域	20.0%	225 人	当該地域に公署なし

(エ) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	支給率	左記職員に対する支給単価
支給実績（令和3年度決算）	職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）	20.0%	27,189 千円
手当の種類（手当数）		18.2%	41,070 円
手当の種類		5 種類	18.2%
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）
水廻り心算手当	水源管理事務所職員	しゅん炭な山地等における実作業等	297 千円
泥土処理等作業手当	浄水場等職員	手作業による泥土処理作業等	日額370 円
危険作業手当	支所、建設事務所、浄水場等職員	高所作業、水中作業、有毒物取扱作業等	6,937 千円
差別勤務手当	交差勤務等職員	深夜交差補助勤務等の差別勤務	1時間40～500 円
徴収整理手当	営業所等職員	徴収整理業務	1勤務400～1,000 円
			4,987 千円
			1枚10～75 円

(ウ) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(令和3年度決算)	2,804,348 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	770 千円
支給実績(令和2年度決算)	2,800,156 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	757 千円

(注) 休日給を含む。

(カ) その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 子 9,000 円(子が満16歳年度初めから満22歳年度末までの場合は13,000円) (2) 子以外の扶養親族 6,000円(親長級は3,000円)	同じ	261,732 千円	202,266 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の賃貸を該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000円	同じ	79,911 千円	173,342 円
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1) 交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期券額(1月当たり)限度額 55,000円 (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①~③)×6月 ①一般 2,600~15,000円 ②通勤不便 3,900~29,700円 ③底倉者 4,500~37,200円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり)限度額 55,000円	同じ	617,251 千円	175,855 円

単身赴任手当	【内容】 公署を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を補たし、単身で生活することを希望とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000~60,000円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が同じような場合に加算)	同じ	528 千円	528,000 円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600~129,600円	同じ	167,521 千円	1,116,805 円
宿日直宿手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	—
管理職員特別勤務手当	【内容】 (1)指定職給料差適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対応その他の臨時又は緊急の必要により、前日又は休日以外の日、日の間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000~18,000円(勤務時間が6時間超の場合は、6,000円) (2)2,000~6,000円	同じ	2,113 千円	528,250 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することと命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たり250/100	同じ	50,933 千円	185,210 円
寒冷地手当	【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給(1~3月のみ) 【支給額】 (1)世帯主 6,100円 (2)同居扶養親族無 3,300円 その他 2,400円	同じ	—	—